

## 拒絶理由通知書 (商標出願2019-026838)

拒絶理由通知書<sup>1/</sup>

商標登録出願の番号	商願2019-026838
起案日	平成31年 4月24日
特許庁審査官	駒井 芳子 4210
商標登録出願人	日清食品ホールディングス株式会社 様

適用条文 第3条第1項第3号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

## 理由

## ■第3条第1項第3号（品質等表示）

この商標登録出願（以下「本願」といいます。）に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、「カレーメシ」の文字を標準文字で表してなるものですから、当該構成態様は、本願の指定商品を取り扱う業界において、普通に用いられる方法で表示されるものです。

そして、上記本願商標の構成中の「カレー」の文字は、「カレー粉を用いてつくった料理。特にカレーライスのソース。」の意味を有し、「メシ」の文字は、「めし。ごはん。」の意味を有する「飯」を想起させる語（いずれも「広辞苑第六版」）であることからしますと、本願商標は、全体として、おおむね「カレーを加味したごはん」ほどの意味合いを想起させるものです。

以上によれば、「カレーメシ」の文字を普通に用いられる方法で書してなる本願商標を、本願の指定商品中「調理済みカレーライス、即席カレーライス、カレーを加味した即席米飯、カレーを加味した調理済み冷凍米飯、カレーを加味した

冷凍米飯」に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、「カレーを加味したごはんを使用した商品」であること、すなわち、商品の品質を表示したものと認識するにとどまり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものとみるのが相当です。

したがって、本願商標は、「商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標

2/E

章のみからなる商標」に当たりますので、商標法第3条第1項第3号に該当しません。



\*\*\*\*\* ご注意 \*\*\*\*\*

この“ご注意”は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について

手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式15の2備考9をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

\*\*\*\*\*

---

<u>審査長／代理</u>	<u>審査官</u>	<u>審査官補</u>
<u>大島 康浩</u>	<u>駒井 芳子</u>	<u>古里 唯</u>
<u>9 8 7 4</u>	<u>4 1 2 1</u>	<u>4 2 1 0</u>

---